

浜松市外国人生活保護取扱要綱

(趣旨)

第1条 生活に困窮する外国人から保護の申請があった場合の事務の取扱いについて、生活保護法、浜松市生活保護法施行条例及び浜松市生活保護法施行細則に準ずるとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。